

固定資産現所有者申告書 兼 相続人代表者指定（変更）届

年 月 日

川辺町長 様

相続人代表者（届出者）	住所	〒 —
	氏名	ふりがな
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	連絡先	TEL — —
被相続人からみた続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他（ ）	

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を、相続人の総意により上記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。  
 また、川辺町税条例第55条の3の規定により、地方税法第384条の3に規定する現所有者を併せて申告します。

被相続人	亡くなった方の氏名		亡くなった方の住所		死亡年月日	
	ふりがな		〒 —		年 月 日	
相続人（代表者を除く。）	氏名		住所		相続人からみた続柄	相続分
	ふりがな		〒 —		配偶者・子 その他 ( )	/
	ふりがな		〒 —		配偶者・子 その他 ( )	/
	ふりがな		〒 —		配偶者・子 その他 ( )	/
	ふりがな		〒 —		配偶者・子 その他 ( )	/
	ふりがな		〒 —		配偶者・子 その他 ( )	/
	ふりがな		〒 —		配偶者・子 その他 ( )	/
相続登記の予定の有無			完了済み・予定あり（ 年 月頃）・予定なし			
摘要						

（備考）

- 地方税法施行令第2条第6項の規定による届出の様式については、この様式中「地方税法第9条の2第1項」とあるのを「地方税法施行令第2条第6項」と書き換えるものとする。
- 届出時には届出人及び代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付することとする。
- 「摘要」欄には、相続についての争いのある場合はその概要を、また、相続人の代表者に対する書類の送付について、その送付を受けるべき適当な事務所がある場合はその旨及び事務所の所在地等を記載することとする。
- 相続人の中で相続放棄をした者がいる場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知」の写しを必ず添付することとする。
- この指定届に遺産分割協議書の写しを添付する場合は、相続人（代表者を除く。）欄の記入は不要とする。